



2023年12月1日
九州電力送配電株式会社

「託送供給等約款」の認可申請を行いました
— 発電側課金制度を導入し、新たな託送料金等を設定 —

当社は、本日、電気事業法第18条第1項の規定に基づき、「託送供給等約款^{※1}」の認可申請を経済産業大臣に行いましたので、お知らせします。

今回認可申請した託送供給等約款の実施時期は、今後、経済産業省の審査等を経て、2024年4月1日を予定しています。

主な見直しの内容は、以下のとおりです。詳細は、別添1、別添2を参照ください。

1 発電側課金制度を導入

従来、託送料金は、小売電気事業者さま等に全てのご負担を頂いておりました。

この度、系統利用の効率化とともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うため、発電事業者さまにも一部ご負担を頂く制度（発電側課金制度）の導入が国の審議会で整理されました。

これを受け、当社は2024年4月1日から発電側課金制度を導入いたします。

2 料金単価の設定・見直し

2023年11月24日に経済産業大臣の承認を受けた「託送供給等に係る収入の見通し^{※2}」をもとに、省令（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則）に則り、2024年度～2027年度に適用する発電側課金に係る料金（系統連系受電サービス料金）の単価を新たに設定するとともに、需要側託送料金（接続送電サービス料金等）の単価を見直します。

<見直し前後の料金平均単価〔税抜〕>

		見直し前	見直し後
発電側		—	0.43円/kWh
需要側	低圧	9.68円/kWh	9.34円/kWh
	高圧	4.60円/kWh	4.19円/kWh
	特別高圧	2.62円/kWh	2.32円/kWh

3 託送供給等約款における規定見直し

系統連系受電サービス料金の算定・支払い等について託送供給等約款に反映しました。
また、系統事故等により電気の使用を制限・中止した場合に実施している需要側託送料金の制限中止割引は、業務効率化による託送料金の低減を図るため、2025年3月31日をもって終了いたします。

当社は、再エネの主力電源化に向け、着実な投資を実施するとともに、更なるコスト効率化・サービスレベルの向上に取り組んでまいります。

※1 託送供給等約款

託送供給等約款とは、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものです。

※2 託送供給等に係る収入の見通し

国の策定する指針に基づいて、一定期間（規制期間）に達成すべき目標を明確にした事業計画を策定し、その実施に必要な費用を見積もり、経済産業大臣の承認を受けた収入の見通し。

一般送配電事業者は、承認を受けた収入の見通しの範囲で柔軟に託送料金を設定することとされています。

以 上



ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」

そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。

それが、私たち九電グループの思いです。